令和5年度授業料免除申請要項(後期)

〇申請書等提出期間:

令和5年10月2日(火)~令和5年10月6日(金) ※土日を除く9時~17時の間受付

〇提出場所:学生課学生生活支援係

久留米工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、授業料等減免と給付型奨学金のそれぞれに申請が必要です。 授業料等減免については、この申請要項に従って手続きを行ってください。

- 〇対 象: 4, 5年生及び専攻科生
- 〇申請区分:
- (1)新規申請
- (2)継続申請(令和5年度前期に授業料減免対象者として認定されている場合)
- 〇認定要件:
- (1) 国籍・在留資格等に関する要件
 - 日本国籍を有する者, 法定特別永住者等
- (2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件
 - 高等学校等(高専3年次修了含む)を初めて卒業した年度の翌年度末日から、大学等 (4年次進級含む)に入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- (3) 学業成績等に関する基準
 - 〇4年生(編入生含む)

次のいずれかに該当すること

- ・ 高専1~3年次における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来, 社会で自立し, 活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが, 学修計 画書等により確認できること
- 〇5年生, 専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を 持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
- (4) 家計の経済状況(収入・資産)に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

〇収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100 円未満	満額(上限の範囲内) 半期:117,300円
第Ⅱ区分	100 円以上~25, 600 円未満	第 I 区分の減免額の 2/3 半期:78,200円
第Ⅲ区分	25, 600 円以上~51, 300 円未満	第 I 区分の減免額の 1/3 半期:39,100円

〇資産基準

学生及び生計維持者 (2人) の保有する資産の合計額が 2,000 万円未満 (生計維持者が 1人 のときは 1,250 万円未満) であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を 指し、土地等の不動産は含まない)

2 国立高等専門学校機構における授業料免除

- (1) 災害その他特別な事由による授業料免除
 - A. 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

B. その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①~④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難*1であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等,就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり,かつ、学業優秀※2と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀*2と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

C. 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①~③の<u>すべてに</u>該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難*1であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった 者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があった場合、又は事由 発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に 対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書(様式自由)があり、またその理由が妥当だと判断できること。
- ※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。
- ※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績(専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校)又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

4 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定 取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・要件を満たす限り、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」と「国立高等専門学校機構における授業料免除」は、どちらも申し込むことができますが、免除決定額の合計が各期の授業料額を超えることはありません。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可,不許可が決定されるまでの間は,その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

5 申請に関するお問い合わせについて

・ご不明な点等ありましたら、久留米高専 学生課学生生活支援係 (TEL:0942-35-9443) までお問い合わせください。

(9:00~17:00 ※土・日・祝日等休業日を除く)

Ⅱ 提出書類

申請区分によって提出書類が異なりますが、いずれの申請区分においても申請書の提出期限は、令和5年10月6日(金)となっていますので、ご注意ください。

なお、要件を満たす限り、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免と、国立高等専門学校機構における授業料免除は、どちらも申し込むことができますが、免除される額の合計が各期の授業料額を超えることはありません。

1 全員が提出するもの

提出期間:令和5年9月19日(火)~令和5年10月6日(金)

申請	青区分	提出書類
1 高等教育の修学 支援新制度による 授業料等の減免	(1)新規申請	(A様式1)大学等における修学の支援に関する法律に よる授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
	(2)継続申請	(A様式2)大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
2 国立高等専門 学校機構における 授業料免除	(1)災害その他特別 な事由による授業料 免除	(様式1)授業料免除申請書 ※「2国立高等専門学校における授業料免除」申請者で「高等 教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」にも申請す る者は(A様式1)または(A様式2)を提出のみで足り,(様 式1)授業料免除申請書を提出する必要はない。

2 該当者が提出するもの

(1) 国立高等専門学校機構における授業料免除

提出期間:令和5年9月19日(火)~令和5年10月6日(金)

申請区分	提出書類	
(1)災害その他特別な事由による 授業料免除	1. 住民票(申請者と生計を一にする世帯全員分)写し 2. 市区町村発行の所得証明書(申請者と生計を一にする世帯全員分)写し ・令和5年度分(令和4年分)についての記載があるもの ・通常6月1日以降に市町村役場で発行が可能 3. (様式2)家族状況等申告書 4. 家族状況等申告書により該当する書類 ※申請理由によって、事実認定の確認が必要な場合は、追加の書類を求めることがある ※(1)災害その他特別な事由による授業料免除の区分で申請する場合で、災害救助法の適用を受けた地域に係る申請の場合は被災事実の認定ができる公的証明書(罹災証明書,死亡診断書等)の提出のみ(1~4の書類は省略)とすることができる。	

Ⅲ 提出書類様式

下記の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。 https://www.kurume-nct.ac.jp/ON/S-SAD/shienhp.htm

必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。

なお、記入の際は必ず黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペンで記入した場合は無効とします。

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免 申請様式

(A様式1)大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式2)大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

2. 国立高等専門学校機構における授業料免除 申請様式

- (様式1)授業料免除申請書
- (様式2) 家族状況等申告書
- (様式3)給与支給(見込)証明書
- (様式4)退職及び退職金支給証明書
- (様式5)無収入申立書
- (様式6) 母子・父子世帯等申立書
- (様式7) 在学及び就学状況等証明書
- (様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書
- (様式9) 主たる学資負担者 (家計支持者) 別居に係る支出 (見込) 額等申立書

※必ずしも全ての様式を提出する必要があるわけではない。 「Ⅱ提出書類」をよく確認のうえ、該当する様式のみを用いること。